

(令和7年度 事業概要早見表)

助成対象者	個人 ※既存戸建住宅に設置する充電設備の所有者		
	都内の既存戸建住宅に充電設備を設置していること。(事後申請) 設置された充電設備は、原則、当該戸建住宅に居住している方が使用していること。		
期限	令和7年6月27日から令和8年3月31日17:00		
助成対象設備	設置日：令和6年4月1日以降に設置したもの		
	設置時点で、国補助(※注)で補助金交付対象として承認された設備であること。 ※注 国補助…クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金		
	未使用品(新品)であること		
	国や他の地方自治体から、当該設備に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。		
	通信機能付き充電設備		通信機能付き充電設備以外
	オープンプロトコル(OCPP又は、ECHONET)を用いたネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、エネルギーマネジメント等を行う機能を備えた充電設備		普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
	<通信機能付き充電設備> 通信機能を充電設備本体に内蔵している充電設備を設置した場合	<充電用コンセントと同時に外付け通信機器を設置> 充電用コンセント(通信機能付き以外)と同時に通信機能を有した機器を外付けで設置された場合	
助成金額	1基あたり上限額 30万円		1基あたり 25,000円(定額)
	<通信機能付き充電設備> 購入費のみの助成で次のいずれか低い方 ・購入価格 ・NeV(ネヴ)HP内の「補助対象充電設備一覧」に記載の補助金交付上限額の補助率1/2の場合の2倍の金額	<充電用コンセントと同時に外付け通信機器を設置> 購入費のみの助成で次のいずれか低い方 ・充電設備及び通信機器の購入価格の合計 ・NeV(ネヴ)HP内の「補助対象充電設備一覧」に記載の補助金交付上限額の補助率1/2の場合の2倍の金額及び通信機器の購入価格の合計	購入費、工事費合わせて

※各項目の詳細は、必ず「助成金申請の手引き」でご確認願います